

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	平成27年11月1日 12時30分ごろ
発生場所	関門港関門航路（関門航路第18号灯浮標） 小倉日明 ^{ひあがり} 第1防波堤灯台から真方位068°840m付近 （概位 北緯33°54.7′ 東経130°53.3′）
事故の概要	貨物船昭扇丸 ^{しょうせん} は、南西進中、関門航路第18号灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成27年11月1日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 昭扇丸、199トン
船舶番号、船舶所有者等	140286、谷原商船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 マーキング装置に折損、防護枠支柱に曲損、防護枠に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 北西流約2.3ノット
事故の経過	本船は、関門航路東口から関門航路に入航し、順流に乗って関門港小倉区に向けて航行中、船長が、左舷船首方に関門港砂津航路を出航して関門航路西口に向かう船舶を認めるとともに、海上保安庁関門海峡海上交通センターから、同船を先航させるようにとの無線連絡を受けた。 本船は、砂津地区からの出航船がなかなか増速しなかったため、減速して航行していたところ、同船の船尾方を通過できる状況となったので関門港小倉区の日明岸壁に向けて左転し、南西進しながら同船の船尾を通過した頃、船長が、右方に圧流されて関門航路第18号灯浮標に接近する状況となっていることに気付き、増速しようとしたが、同灯浮標に衝突した。
分析	本船は、関門航路第18号灯浮標付近を南西進中、潮流により圧流されたことから、同灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門航路第18号灯浮標付近を南西進中、潮流により圧流されたため、同灯浮標に衝突したものと考えられる。